

## 小規模福祉団体等支援事業実施要綱

### 1. 目的

福祉関係団体事務局を団体役員の個人宅に置かざるを得ないような小規模福祉団体を対象に、共回事務室の貸出や相談支援を通じて、当該団体が実施する公益的事業の効率的実施や事務局機能の維持、特に個人宅に事務局があることによる負担軽減等を図り、本会ははじめ福祉関係団体の連携により誰もが安心して生活できる地域福祉の向上に資することを目的とする。

### 2. 事業の実施主体 社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）

### 3. 事業の対象とする団体等

社会福祉を主たる目的とする非営利活動を行う団体であり、かつ次の全てに該当する団体のうち、10団体以内とする。

- 主に山形県内で活動をしており、県全域を対象として活動をしていること。
- 当該団体事務局を役員の個人宅に置かざるを得ないほど財政基盤が脆弱であること。
- 福祉サービスを必要とする方が構成メンバーとして参画していること。
- 法人格のない任意団体であること。
- 団体等の会則・規約があること。
- 事業計画書・事業報告書、決算書・予算書が作成されていること。
- 利用団体及び会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力ではなく、法令違反など反社会的行為が認められないこと。
- 宗教的活動・政治的活動を行っていないこと。

### 4. 事業の内容

#### (1) 小規模福祉団体への共回事務室の貸出

- ①共回事務室の場所：山形県総合社会福祉センター3階（山形市小白川町2-3-31）
- ②利用可能な日は山形県総合社会福祉センターの開館日とし、原則として午前（午前9時から正午）または午後（午後1時から午後4時）のいずれか週1回以内の利用とする。
- ③利用は原則として年度単位とし、利用料は年額10,000円とする（年度途中からの利用は月額1,000円とし、その上限を10,000円とする）。

#### (2) 共回事務室内での書庫の貸出（無料）

#### (3) 山形県総合社会福祉センター1階の専用郵便受けの貸出（無料）

#### (4) 共回事務室利用者への社会福祉に関する相談

#### (5) 複合機（コピー及びプリンター）の利用（無料）。但し、必要な用紙は各団体が準備するものとし、利用にあたっての端末の設定は各団体が行うこと。

## 5. 利用上の注意事項

- (1) 共通事務室の住所地を当該団体の所在地とすることは認めない。郵送先住所としてのみ使用を認める。
- (2) 各団体の書類や備品は所定の書庫に保管し、郵送物とともに各団体の責任で管理すること（事業の実施主体は破損・紛失等の責任を負わない）。
- (3) 事業の実施主体は、郵便物の有無やその内容の確認は行なわない。
- (4) 共通事務室へ入退室する際は、県社協総務企画部に申し出ること。
- (5) 共通事務室は事務室として利用するものとし、会議での使用は認めない。
- (6) 山形県総合社会福祉センターの駐車スペースに限りがあることから、自家用車で来所する際は、必要最少台数とすること（原則1台）。
- (7) 利用を許可された団体は、当該年度の初回利用時に利用料を納入すること。

## 6. 利用申込み

利用を希望する団体は、原則として毎年2月末日までに下記書類を添えて県社協に申し込むものとする。

なお、年度途中で利用日の変更を希望する場合は、利用申込書（様式1）を再度提出すること。

- (1) 利用申込書（様式1）
- (2) 団体の会則や規約
- (3) 直近の事業計画書・事業報告書、決算書・予算書、その他活動概略がわかる資料

## 7. その他

- (1) 利用希望日や時間が重なった場合は、調整に応じるものとする。
- (2) 事務室から退室する際は、ゴミを持ち帰るとともに、次の利用団体のための清掃等整理・整頓を行うこと。
- (3) 県社協の事業実施上、やむを得ず本事業を中止することとなった場合や事業内容を変更する場合はその決定に従うこと。
- (4) 県社協は、当該団体が次の項目に該当するなど共通事務室の利用団体としてふさわしくないと判断した場合は、利用を中止させる。
  - ①利用団体が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
  - ②法令違反など反社会的行為を行うおそれがあるとき。
  - ③宗教的活動・政治的活動を行うおそれがあるとき。
  - ④共通事務室の設置目的に反するとき。
  - ⑤施設又は付属設備を破損するおそれがあるとき。
  - ⑥公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - ⑦その他施設の管理上の支障があるとき。

(附 則)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

小規模福祉団体等支援事業  
平成 年度 共通事務室利用申込書

共通事務室を利用いたしたく、所定の書類等を添えて申し込みます。

団 体 名 称	
団 体 代 表 者	住 所 氏 名
会 員 数	名 ( 年 度 )
事 務 局 連 絡 先	住 所 氏 名 電話番号 (自宅)      —      — (携帯)                —      —
利 用 希 望 日 ・ 時 間	毎週            曜日      午 前 ・ 午 後 ※利用希望日が他団体と重複した場合の調整に応じます。
備 考	

添付書類

- ①団体の会則や規約      ②直近の事業計画書・事業報告書、決算書・予算書  
③その他 (団体の活動概略がわかるものがあれば添付)

申込みにあたり、当団体は次の事項に該当しないことを誓約し、該当した場合は直ちに利用を中止します。

- ①利用団体及び会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力である。  
②法令違反など反社会的行為を行っている又は行った。  
③宗教的活動・政治的活動を行っている又は行った。  
④共通事務室の設置目的に反する行為を行っている又は行った。  
⑤施設又は付属設備を破損するおそれがある行為を行っている又は行った。  
⑥公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある行為を行っている又は行った。  
⑦その他施設の管理上の支障がある行為を行っている又は行った。

代表者

⑩